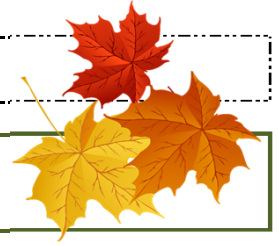


## とねりこ通信

## 試験お疲れ様でした



前回は、恒例の個人情報に関する試験を実施しました。ただいま集計中ですので、皆さんの成績については、11月号で発表できると思います。今回は皆さんが一番気になる回答を発表します。復習も兼ねて全部の問題を掲載しました。個人情報は皆さんの仕事に深い関わりがあります。代々木の杜企画という「会社の一員」として皆さんが個人情報を漏洩したことによって、最悪の場合は代々木の杜企画に対し損害賠償を請求されたりします。そのような事態に陥らないようにしっかり学んでおく必要があります。

(a) 何回結婚しているとか、離婚しているとかに関する情報は個人情報である。

➡ 「何号室の〇〇さん」のように誰のことかわかるように話をした場合は個人情報です。  
他のお客様との立ち話の話題にしたり、同僚同士の話題にしないようにしましょう。

✘ (b) 個人情報保護法は日本の法律なので保護の対象は日本人の個人情報だけである。  
従って外国人の住所、氏名、携帯番号などは保護しなくて良い。

➡ 外国人の個人情報も法律で保護される個人情報です。

(c) お客様の勤務先や職種、課長、部長などの会社の肩書は個人情報である。

➡ これも、部屋番号や氏名などと一緒に話題にした場合は個人情報になります。

(d) 顔がはっきり映った防犯カメラの映像は、個人情報にあたる。

➡ 顔の映像はたとえ氏名、住所がわからなくても個人情報になります。

✘ (e) 担当マンションのお客様が通院していることや、病名は個人情報ではない。

➡ (a)と同様、「何号室の〇〇さん」のように、誰の事かわかるように話をした場合は個人情報です。  
他のお客様との立ち話の話題にしたり、同僚同士の話題にしないようにしましょう。

(f) たとえ電話帳に載っていても、個人の電話番号は個人情報にあたるので、本人の  
了解を得ないで自分の口から第三者に伝えてはいけません。

➡ 電話帳に記載されている電話番号は、本人の承諾を得て記載されていますので公開情報です。  
しかし、皆さんの場合はマンションに関わる仕事なので、倫理上の問題があります。たとえ  
公開された情報でもみだりに第三者に伝えたりすることのないようにしてください。

(g) 担当マンションで、地震の時に重傷を負った居住者の部屋番号と名前を救急隊員に  
伝えることは個人情報保護法に違反していない。

➡ 人命にかかわる緊急事態においては、法律に違反しません。人命優先です。

以上、問題と解説を記載しました。皆さんの回答と照らし合わせていかがでしたでしょうか？ 会社としては、問題文の表現が回りくどくて内容が理解しにくかったという意見が寄せられたこともあって、来年に向けて研究していきたいと思っています。

試験も回数を進うごとに良いものにしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしく  
お願いいたします。